

1

（配点：40点）

甲株式会社（全株譲渡制限株式会社発行会社、取締役会・監査役設置会社。以下「甲社」）の発行済株式（総数1万株）は、甲社代表取締役Aが4000株、Bが4000株、Cが2000株を保有していた。甲社の定款に会社法164条1項の定めはない。

甲社創業者の子であったBは、甲社の事業自体に興味はなく、2022年7月に、Aに対して、甲社にBが保有する甲社株式を買い取ってほしいと申し出た。Aは、Bに対して「資金はあるが、Cから買い取りを求められたくない。Cに内密にするため、手続きを一部省略しての買い取りならば応じる」と回答し、Bは了承した。

甲社は、会社法160条2項の通知をすることなく、2022年9月15日に臨時株主総会を開催した。同総会では、甲社株式を取得数の上限4000株、対価を上限8000万円で、Bから取得する旨の議案について審議された。Cは同議案に反対したが、Aの賛成によって同議案は可決された（以下「本件決議」）。なお、本件決議においてBは議決権を行使しなかった。

同日（15日）、甲社取締役会は、本件決議に従って、甲社株式4000株を、一株あたり2万円取得総額8000万円で、Bから取得する旨の決議をした。その翌日、同決議に基づいて、甲社は、Bから甲社株式を取得した（以下「本件取得」）。本件取得に関する職務は、Aが行った。甲社は、本件取得によって得た自己株式（以下「本件株式」）を保有している。

甲社株式の公正な価格は、本件取得の時点で一株あたり2万円であったが、甲社の業績悪化によって2023年3月1日以降は一株あたり1万円になった。

【問】

本件取得は有効か。また、本件取得に関してAは甲社に対してどのような責任を負うか。

2

（配点：40点）

問 次の問題文を読んで、以下の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

四谷五丁目町内会（以下、Yという）は、その下に、町内の複数のサークルを統合する「文化・体育サークル連合会」と称する組織（以下、Xという）を置いている。X規約には、その構成員資格、代表者の選任、定時総会の開催とその方法、総会では出席会員の過半数をもって議決されることなどが規定されている。また、Xは、Yから支給される補助金を主な活動運営費としている。

Xは、Yの資金状況の透明化、その資金の各種自治会等やXへの公平・公正な配分を確認するため、Yと協約書（以下、本件協約書という）を定めている。本件協約書第3条には、「Xは、目的達成に必要な範囲において、X理事会の指示によりX代表者又はその補助者に限り、Yの財政状況及びその資金の自治会等への配分方法及び手続を調査することができる」と定められている。

本件協約書調印後約2年は特に問題なく経過していたが、令和5年11月実施の秋祭をめぐりYの支出状況に強い疑念が生じた。そこでX理事会指示によりX代表者が、Yに支出状況が確認できるデータの閲覧を求めたところ、Yはこれを拒絶した。そこでXは、本件協約書に基づき、Yの今年度支出内容の閲覧を求めて訴え（以下、本件訴えという）を提起することを検討している。

〔設問1〕 Xは、民事訴訟の当事者となることができるか。条文と判例による判断基準を踏まえた上で、上記につき具体的に検討しなさい。

〔設問2〕 Xは、本件訴えを提起することができるか。Xが本件訴えの原告となる資格につき、できれば〔設問1〕との関係も示し、それと関連づけて、上記につき具体的に検討しなさい。

3

（配点：40点）

殺人（被告人と他の1名の者との共謀による殺害）の被告事件において最高裁が示した以下の判断（最高裁(三小)平成13年4月11日決定・刑集55巻3号127頁）を読んで、下記の【設問1】および【設問2】の両方に答えなさい。

[最高裁(三小)平成13年4月11日決定・刑集55巻3号127頁]（下線および《A》・《B》の記号は加筆している）

「訴因と認定事実とを対比すると、……犯行の態様と結果に実質的な差異がない上、共謀をした共犯者の範囲にも変わりはなく、そのうちのだれが実行行為者であるかという点が異なるのみである。そもそも、《A》殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をするとしても、審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、《B》実行行為者がだれであるかは、一般的に、被告人の防衛にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、争点の明確化などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解する」。

【設問1】

下線部《A》の部分と下線部《B》の部分から、それぞれ、訴因の変更についてどのような命題が導かれるのか。「訴因の目的・機能」という語を用いて説明しなさい。

【設問2】

以下の①の場合と②の場合には、それぞれ、下線部《A》の部分から導かれる命題（「命題A」とする）と下線部《B》の部分から導かれる命題（「命題B」とする）のどちらが妥当して、どのような結論が導かれるのか。それぞれについて論拠を挙げて論じなさい。

- ① 現住建造物等放火の被告事件において、起訴状に、「ガスライターの火打石を玄関口のドアノブに擦り付けて点火し、台所に充満したガスに引火、爆発させた」という訴因が記載されていたところ、訴因変更の手続を経ずに、裁判所が判決において、「何らかの方法により点火し、台所に充満したガスに引火、爆発させた」という事実を認定したとき。
- ② 観光遊覧船の転覆によって生じた死亡事故に対する業務上過失致死の被告事件において、起訴状に、「被告人は、本件観光遊覧船の運行責任者であり、……本件観光遊覧船のハッチからの浸水を防止する措置を施して安全に運行すべき業務上の義務があったのに、これを怠り、……当該ハッチの蓋の故障を放置して運行を実施した過失により、高波の衝撃に起因して当該ハッチの蓋が破損し、……浸水して……転覆した」という訴因が記載されて

2024年度 上智大学 法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）

C日程 入試問題（2024年1月7日実施）

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験（商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）（4）ページ／（4）ページ

いたところ、訴因変更の経緯を経ずに、裁判所が判決において、「被告人は、本件観光遊覧船の運行責任者であり、……天候の急変により……本件観光遊覧船の当日の運行を中止すべき業務上の義務があったのに、これを怠り、その運行を決定して実施した過失により、高波に起因して……本件観光遊覧船の船尾が水没し……転覆した」という事実を認定したとき。

1

(配点：80点)

以下の事例を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、2023年4月1日に、所有していた甲土地を、Bに代金3000万円で売却することにした。同日、Bは、Aとの間で甲の売買契約を締結し、Aに代金3000万円のうち1000万円を支払い、AはBに甲を引き渡した。AB間の売買契約では、①残代金は半年ごとに500万円ずつ支払うこととし、2025年3月末で払い終えること、②甲の所有権移転登記手続は、BからAに代金全額が支払われてから行われること、とされた。
2. Bは甲で駐車場を開設し、2023年6月から、毎月50万円の収益をあげ、①の約定どおりの支払を行っていた。
3. その後、Aは、2024年6月1日にCに甲を売却し、同日、AからCへ甲の所有権移転登記を行った。
Cは、2024年7月1日に、Bが甲を使用していることを知り、Bに対して甲を引き渡すよう求めた。
4. その頃Bは、自身の体調が思わしくなく、駐車場管理業務が厳しくなっていたため、Cの請求に応じ、2024年7月末日までに駐車場を撤去し、同年8月1日に甲をCに引き渡した。

〔設問〕

2024年8月1日、Bは、Aに対して、本件売買契約をなかつたこととして、これまでに支払った本件売買における代金の返還を求めた（なお、Bは2024年7月末日まで駐車場の収益を毎月50万円変わらずあげていたとする）。Aからの予想される反論も踏まえて、Bの請求が認められるか検討せよ。なお、債務不履行・不法行為に基づく損害賠償については考慮しないものとし、かつ、利息や遅延損害金を考える必要はないものとする。

2

（配点：80点）

次の事例につき、XおよびYの罪責を論ぜよ（住居侵入罪および特別法違反については論じなくてよい）。

1. Xは、会社を解雇されて生活に困窮するようになったので、金策を検討したところ、友人Aに対して10万円を貸していて、まだAから返済されていないことを思い出した。そこで、Xは2023年1月7日にA宅（マンション）に赴き、Aに対して「前に貸した10万円を返してくれ。」と言ったところ、Aは「友達から金を取るなんて、嫌な奴だな。俺だって生活が苦しいんだ。」と怒鳴った。Aの態度に立腹したXは、Aを睨みつけ、「どうしても返さないなら、お前の娘がどうなってもいいのか。」と怒鳴り返した。Aは娘を溺愛しており、Xをこれ以上怒らせれば娘に危害を加えられるかもしれないと思ったので、AはXに財布を差し出し、「これで勘弁してくれ」と言った。Xはこれを受け取って帰宅した。帰宅後、Xは、Aの財布には現金10万円の他に、A名義のクレジットカード1枚が入っていたことに気づいた。

2. Xは、A名義のクレジットカードを使って高級腕時計を購入しようと考え、2023年1月20日午前11時頃、Bデパートにある高級腕時計売り場に赴いた。XはA本人であるかのように装ってA名義のクレジットカードを店員Cに提示し、高級腕時計1個（180万円）の購入を申し込んだ。なお、A名義のクレジットカードは、D信販会社が発行するものであり、D信販会社の規約には、会員である名義人のみが利用でき、他人への譲渡、貸与等が禁じられていることや、加盟店は、利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することが定められている。XはCの求めに応じ、D信販会社の規約に従い利用代金を支払う旨の記載がある売上票用紙の「ご署名（自署）」欄にAの名前を記入して手渡した。その後、CはXが購入を申し込んだ高級腕時計を包装し、Xに手渡した。

3. XはBデパートを出て外を歩いていたが、Aが妻と娘と一緒にファミリーレストランで食事をしているところを偶然目撃した。Xは、家庭に恵まれているAの様子を見て嫉妬に駆られ、さらにAを痛めつけてやろうと決意した。Xは、Aに自己所有のパソコン（20万円相当）を1か月前に貸していて、まだ返してもらっていないことを思い出したので、A一家が外出している隙にA宅に侵入し、パソコンを取り返すことを考えた。

4. 2023年1月20日午後2時頃、XはA宅のマンションに赴き、管理人Eに対して、自分はAの兄だが、Aと連絡が取れないので、A宅の鍵を貸してほしいと嘘を言い、EからA宅の合鍵を渡された。Xは合鍵を使って誰もいないA宅に入ったところ、リビングの机の上にAに貸していたパソコンがあることに気づき、これを自分のカバンに入れた。続いて、Xは、寝室にAの妻が所有する高級バッグ2個（合計300万円相当）があるのを発見したので、バッグも持ち去った。

5. 2023年1月22日午後5時頃、Xは友人のYと一緒にX宅で飲食しながら談笑していた。XはA宅から高級バッグを持ち去ったことをYに話しながらバッグをYに見せ、これらをリサイクルショップで売却すれば300万円程度になるはずであることを話し、売却代金を自分に渡すように頼んだ。Yはこれを承諾し、Xとの間で、代金の一部の10万円をYが受け取ることとなった。

翌日、Yはリサイクルショップに赴き、当該バッグを売却し、店員から売却代金として300万円を受け取った。当初のXとの話し合いによれば、Yは10万円を受け取り、残り290万円をXに手渡すことになっていたが、Yは自己の取り分を増やしたいと考えた。そこで、YはXに対して、「100万円でしか売れなかった。」と嘘を言ったところ、Xはこれを信じ、「約束の10万円はやるから90万円は俺によこせ。」と言ったので、YはXに90万円のみ手渡した。そして、Yは手元に置いていた200万円全額を遊興に使った。

1

（配点：80点）

202X年、日本国内の各地ではコンビニエンスストア（以下「コンビニ」とする）が濫立し、その中には、至近距離に異なるチェーン系列の店舗が複数出店しているという例も、少なくなかった。しかも、新興のコンビニチェーンAが国民の間で人気を集め、急速に店舗数を拡大しつつあった。こうした状況の下で、コンビニを経営する事業者の中には、他店との競争についていくことができず、経営が困難となり、転業しなければならない者も現れるに至った。

こうした状況を打開するため、旧来のコンビニ各社が加盟する業界団体（Aは未加入）は、国会議員への陳情を重ねた。その結果、同年中に、国会は次のような議員立法（以下、本件法律）を制定するに至った。

本件法律は、コンビニが、そのサービスを十全に提供できるように適正に配置されるべきであるとする、いわゆる適正配置規定（以下、本件法律規定①）を定め、あわせて、本件法律規定に違反しようとする場合には、一般酒類小売業免許を与えないことも定めていた（以下、本件法律規定②）。この結果、本件法律規定①に違反して出店したコンビニでは、酒類を販売することができない。

国会では、本件規定の提案理由が次のように説明されていた：本件法律規定①および②は、コンビニの提供するサービスの安全性を確保するために設けられたものである。つまり、コンビニが近接した場所に複数出店し、競争が激化すると、各店舗の経営者の得られる利益は減少し、商品や設備に対する投資もまた減少する。そのため、特にホットスナックやおでん等について賞味期限の切れたものを販売し、或いは、店内の衛生環境全般が悪化する可能性がある。その結果として、コンビニを利用する個人の健康に悪影響を与える可能性がある。

本件法律を受けて、B県では、コンビニの配置の基準に関する条例が制定され（以下、本件条例）、既存のコンビニから半径100メートル以内に新たに新たに出店する場合には、本件法律規定①および②を適用すると定められた（以下、本件条例規定）。

【設問】

以上の経緯を踏まえて、本件法律規定①②および本件条例規定の合憲性について論じなさい。必要に応じて、判例や、自己の見解と異なる見解に言及すること。なお、その際、いわゆる「法人の人権」の問題を論じる必要はない。